

徹底した安全衛生管理が、確かな品質と信頼へ

安全衛生マネジメントシステム

当社は2018年11月28日に建設業労働安全衛生マネジメントシステム(NEW COHSMS)が全社で認定されました。
2021年1月1日に安全衛生管理標準の改訂版を発行し、事業活動に伴う労働災害、公衆災害、交通事故の防止と安全衛生水準の向上に努めています。

2021年安全目標

- 死亡災害及び重篤な災害の根絶
- 社会的影響の大きな公衆災害の撲滅
- 環境トラブル・過積載事案の撲滅
- 度数率 **0.5**以下(休業1日以上)

0 ゼロ

● 交通人身事故

度数率 = $\frac{\text{休業1日以上の労働災害による死傷者数}}{\text{延べ労働時間}} \times 1,000,000$ (小数点3位以下は四捨五入)

工事部門における重点管理項目

- 重機車両に関連した災害の防止**
- 1 立入禁止措置と重機の安全補助装置の設置活用
 - 2 誘導者の配置
 - 3 オペレーター、作業員への教育指導(作業手順、KY活動、安全巡視)
- 架空線、地下埋設物の損傷事故防止**
- 1 管理者の立合いと事前の確認調査
 - 2 目印表示等の設置と現場内の周知
 - 3 作業手順と現地KY活動による事故防止
- 火災事故防止**
- 1 工事検討会における可燃物近接加熱作業の特定
 - 2 火災事故防止への具体策
- 安全管理向上のための教育の充実**
- 1 安全衛生環境教育の充実
 - 2 工事検討会での安全品質管理の検討
 - 3 作業員に対する安全教育の充実
- 働き方改革と健康障害の防止**
- 1 時間外労働の削減と休日取得
 - 2 特定業務従事者健康診断の受診

建築部門における重点管理項目

- 墜落災害防止の撲滅**
- 1 墜落制止用器具(フルハーネス型、胴ベルト型)着用及び使用の周知・指導の徹底
 - 2 足場の検討会実施・点検の実施
- 建設機械等の稼働に関連した災害の防止**
- 1 安全補助装置の利用促進
 - 2 誘導員又は、見張り員の配置
 - 3 作業員、ダンプ運転手に対する作業方法の周知
- 地下埋設物の損傷**
- 1 磁気探査による事前確認、人力試掘の実施
 - 2 目印表示等の設置、作業員への周知
- 安全意識向上のための教育の充実**
- 1 安全衛生環境教育の充実
 - 2 工事事務所等の週間工程会議の充実
 - 3 作業員に対する安全教育の充実
- 働き方改革と健康障害の防止**
- 1 休日取得の推進及び時間外労働の削減
 - 2 工事事務所における業務量の低減

製品事業部門における重点管理項目

- 工場機械設備災害の撲滅**
- 1 機械設備動力可動部には、安全カバー等による挟まれ・巻き込まれ防止措置を徹底する。
 - 2 高所における墜落制止用器具の完全着用と使用、および点検指導を徹底する。
 - 3 繰り返し型災害の再発防止に向け、重点危険箇所の立入禁止措置を徹底する。
- 重機および車両事故の防止**
- 1 重機作業エリアの区分けにより人と機械の分離を実施し、やむを得ず立ち入る場合は重機を停止させる。
 - 2 設備内清掃作業に重機を使用する際はヘッドガード付きの機種を使用し、立入禁止措置を確実に実施する。また狭隘部での作業は人力作業とする。
 - 3 重機作業区域への立入禁止措置の徹底と、「接触防止センサー」の取付徹底によるダブルセーフティを実施する。
 - 4 ダンプ荷台シート脱着時における転落事故防止対策について作業手順の作成と運転者に対する周知を徹底する。

- 本・支社幹部のパトロール強化**
- 1 支社ごとに重点管理工場を指定し、重点的にパトロールを実施する。
 - 2 パトロール時には、当日の「作業打合書・安全指導書」と「重機作業計画書」の確認を行い、作業が計画どおりに行われているかの点検と安全管理状況の点検を実施する。

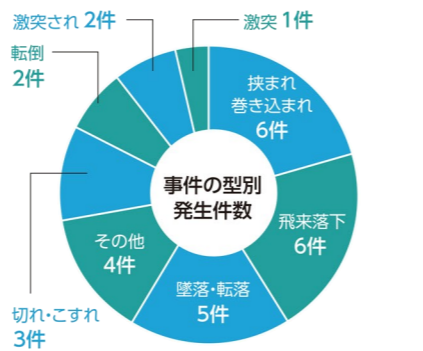
- 安全意識向上のための教育の実施**
- 1 本・支社幹部は、社員及び協力会社職長へ安全衛生環境教育を実施し、管理能力の向上を図る。
 - 2 機械整備・点検・清掃・メンテナンス等作業における作業手順書の作成および周知の徹底と、一人作業禁止(点検を除く)ルールを遵守させる。
 - 3 過積載の撲滅にあたり、環境法令や道交法等の知識を深める教育を強化する。
 - 4 ダンプ荷台上からの転落防止に関する教育を定期的に行い、運転者の意識向上を図る。

- 交通ルールの遵守**
- 1 すべてのダンプに最大積載量の表示を行うとともに、工場内に過積載禁止看板を設置し、「見える化」による過積載撲滅をはかる。
 - 2 資材運搬車両等に対し、工場内ルールおよび現場内ルールを周知徹底し遵守させる。

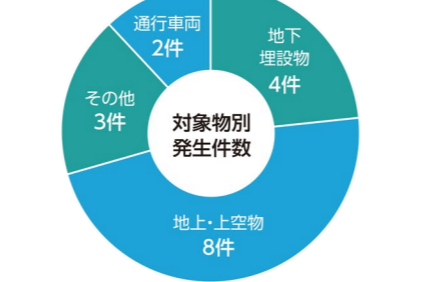
- 働き方改革と作業環境の整備**
- 1 従業員の出勤管理の徹底と4週6休以上の休日取得を推進し年720時間以下の時間外労働を目標とする。
 - 2 試験室及び騒音振動粉塵発生場所における作業環境の改善を進める。

2020年の事故・災害発生状況 総括

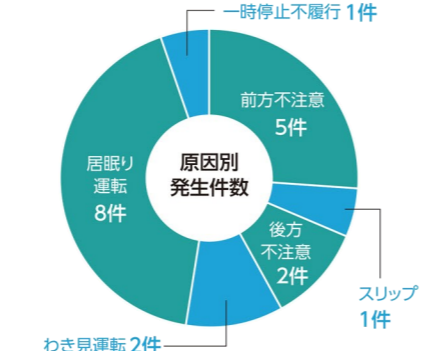
【労働災害】
工事で発生した労働災害は24件、合材工場が発生した労働災害は5件でした。「挟まれ・巻き込まれ」「飛来・落下」が多発しました。また、「飛来・落下」のほとんどは重量物が手足に落下した繰り返し型の災害です。



【公衆災害】
人身事故は発生しませんでした。(前年1件、前々年0件)
物損事故は17件(前年30件、前々年20件)発生しました。地上・上空物の事故が約半数を占めました



【交通事故】
交通事故は19件でした。(前年27件、前々年24件)
交通事故件数は減少しました。「前方不注意」・「居眠り運転」による交通事故が多発し、この2つの原因で全発生件数の68.4%でした。



パトロールの実施

当社では以下のようなパトロールを実施して事故災害の撲滅に努めています。

社長パトロール

社長によって行われるパトロールです。



新型コロナウイルス感染症対策でリモートによる社長パトロールも併せて実施しました。



本社安全環境部によるパトロール

安全週間、年末年始、年度末に合わせて行われるパトロールを含め、本社安全環境部が随時行う現場や工場のパトロールです。
このパトロールでは安全、環境、品質の一元化の考えに基づき安全だけでなく、当社が認証取得している品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステムの内部監査も兼ねた巡視を行っています。

支社、工事事務所によるパトロール

支社長をはじめとする支社幹部や工事事務所長によってパトロール計画に則り定期的に行われる安全パトロールです。

事業主パトロール

協力会社の事業主によって毎月2回以上行われる安全パトロールです。



協力会社との係わり

職長教育について

建設業の担い手不足は業界が抱えている問題です。
当社は正会員協力会社に所属する職長の施工管理能力と積算能力、生産性・利益向上を目的として、全国で職長の教育を実施しています。



マイスター職長制度について

当社の施工現場において労働災害防止と品質のさらなる向上を図ることは、喫緊の課題です。そのためには協力会社の優秀な職長を確保することは必要不可欠です。

「大成ロテックマイスター職長制度」は、優秀な職長を当社の施工現場に確保すると共に技術・技能を継承するために優良技能者報酬制度として2016年に定めたものです。



マイスター職長に認定された方のヘルメットに貼るステッカー

マイスター職長の認定条件

- 1 安全衛生環境協会正会員の協力会社に所属し、当該会社に5年以上勤務している「現場施工に直接かかわる職長」で災害防止活動、職長会活動、職場(現場)環境改善、品質の向上・確保に積極的に協力し作業指揮等の能力が高く、実績・貢献度などが総合的に優秀な者。
- 2 認定基準
 - 1 協力会社の正会員の社員で該会社に5年以上勤務している者。
 - 2 工務部主催の「職長への教育」を1回以上受講し成績が優秀な者。
 - 3 職長・安責者教育終了後、5年以上現場に携わった者。
 - 4 能力向上教育修了者。
 - 5 新CFT又は、RST資格保持者であり協力会社に職長教育が実施できる者。
 - 6 特別教育インストラクター資格取得に意欲がある者。
 - 7 認定時に、新CFT又はRST資格を保有していないが、認定後1年以内に新CFT又はRST資格を取得できる者。
- 3 スーパーマイスター
マイスター職長として3年間以上施工現場に従事し、直近3年間の平均就労日数が年間100日以上で本人及び指揮下の作業員が無事故・無災害であり実績・貢献度などが特に優秀な者。

※以下のいずれかに該当する場合は、認定から除外する。

- (1) 68歳に到達した者。
- (2) 過去1年間に当社施工現場にて重大な公衆災害並びに休業4日以上労働災害を発生させた協力会社に所属する者。(重大な公衆災害については、事故発生後当社が判断する。)